

# 【御浜町の給与・定員管理等について】

## 1 総 括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	令和元年度 の人件費率
3年度	8,175人	5,604,598千円	422,941千円	1,204,153千円	21.4%	19.1%

(注) 人件費には、特別職（町長、副町長、教育長）、職員の給与並びに議員等の報酬のほか、地方職員共済組合負担金等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

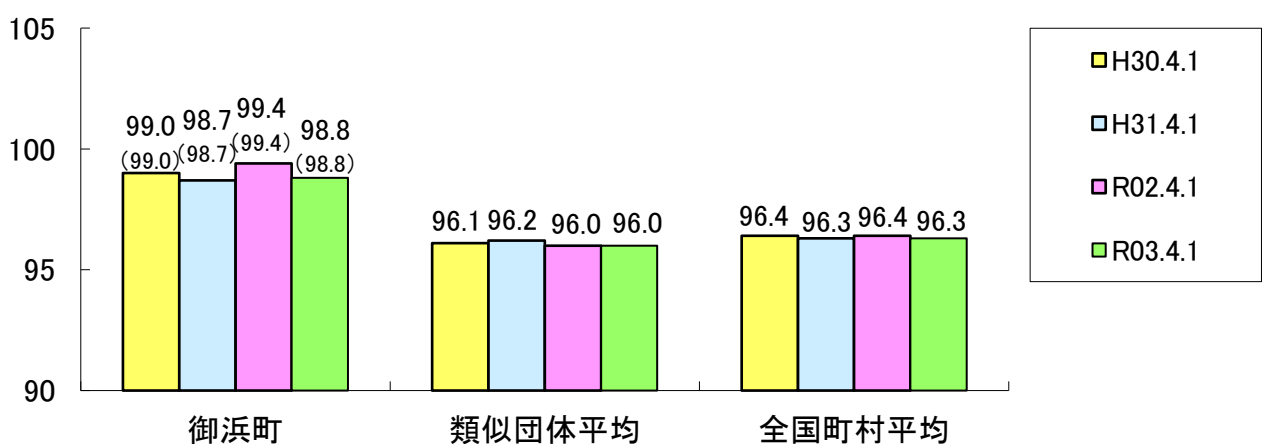
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	104人	401,823千円	73,967千円	160,885千円	636,675千円	6,121千円	一千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員（フルタイム）の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較す

るため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準に準じて、御浜町においては支給なし。  
(実施時期) 平成27年4月1日

【参考】

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
御浜町の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

##### ③その他の見直し内容

#### (5) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

### ① 一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
御浜町	43.2歳	323,100円	377,954円	347,546円
三重県	44.3歳	336,800円	434,534円	375,895円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.0歳	298,750円	345,218円	328,287円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		御浜町	三重県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	189,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分		経験年数	概ね10年 (7~10年)	概ね20年 (15~20年)	概ね25年 (20~25年)	概ね35年 (29~35年)
一般行政職	大学卒		248,800円	334,400円	356,900円	400,100円
	高校卒		*円	*円	*円	*円
技能労務職	高校卒		*円	*円	*円	*円

(注) 「\*」は対象職員が少数のため数値を記入しておりません。

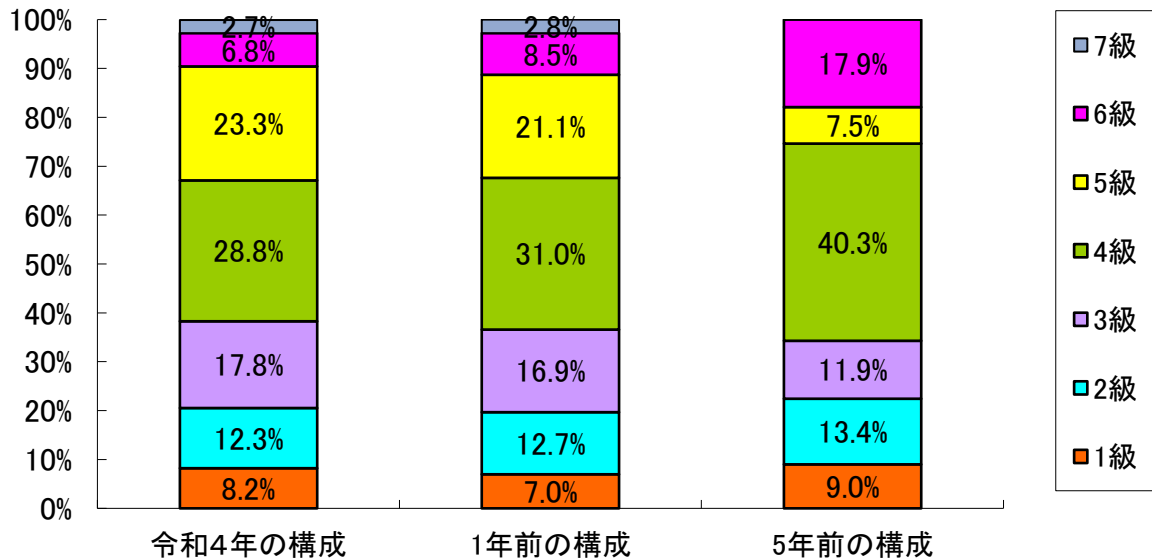
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

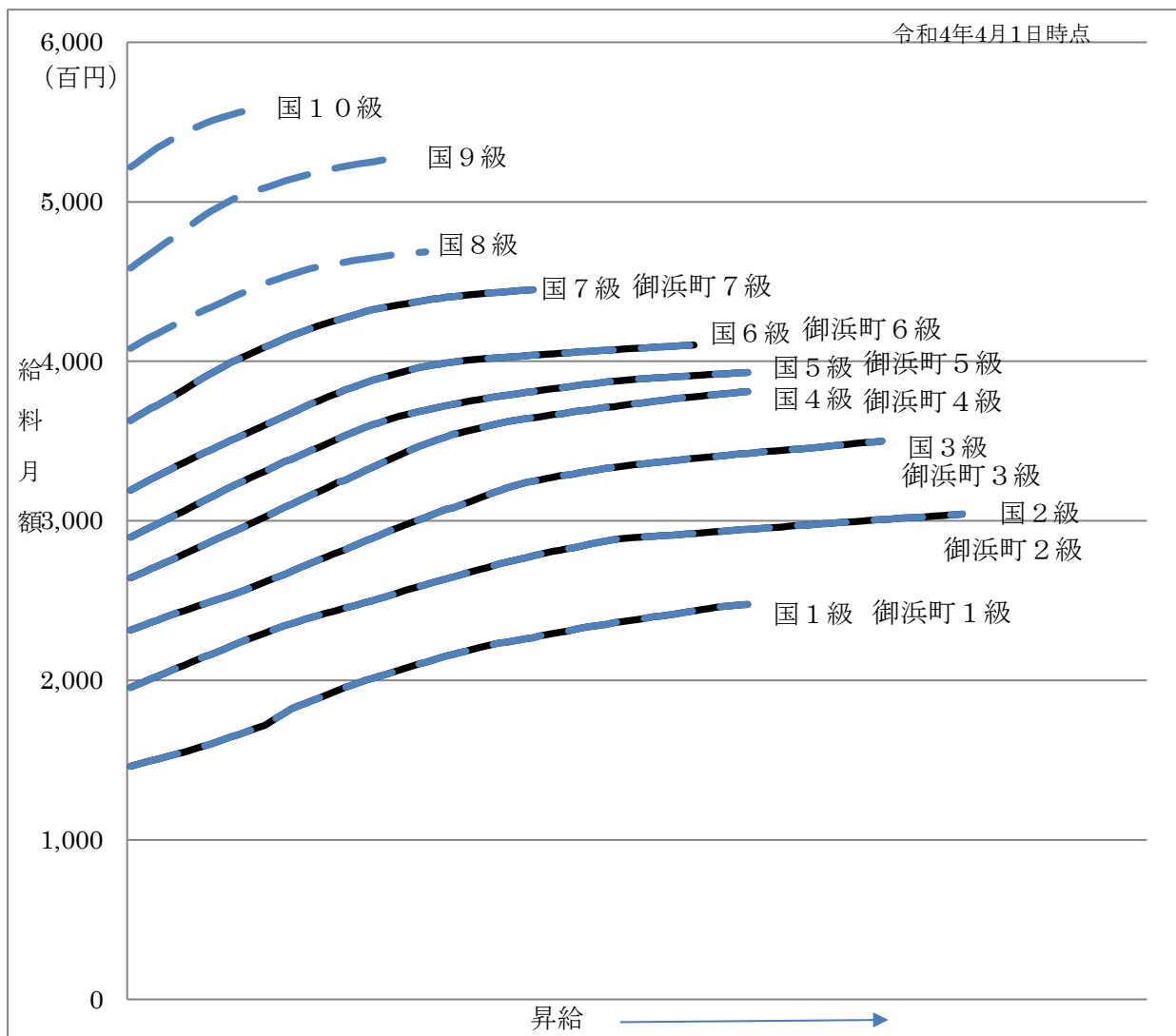
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、主事補	6人	8.2%	146,100円	247,600円
2級	主任主事	9人	12.3%	195,500円	304,200円
3級	係長、主査	13人	17.8%	231,500円	350,000円
4級	課長補佐、主幹	21人	28.8%	264,200円	381,000円
5級	課長、参事	17人	23.3%	289,700円	393,000円
6級	課長、参事	5人	6.8%	319,200円	410,200円
7級	調整監	2人	2.7%	362,900円	444,900円

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（御浜町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

御 浜 町	三 重 県	国
一人当たり平均支給額 (2年度) 1,558 千円	一人当たり平均支給額 (2年度) 1,677 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (御浜町)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度		令和5年度	

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

御 浜 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
退職時特別昇給	なし				
1人当たり平均支給額	17,649千円				

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			543千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			543,540円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
1級地（東京都特別区）	20%	1人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.8 (98.8)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (3年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (3年度)		0 %	
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の救護若しくは感染症菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	従事した日 1日につき 800 円
行路死亡人の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行路死亡人の取扱いに従事する職員	直接行路死亡人の取扱いに従事したとき	1件につき 5,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (3年度決算)	39,306 千円
職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	447 千円
支給実績 (2年度決算)	29,596 千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	282 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。



(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 6,500円 ・子 月額 10,000円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同	—	11,564千円	218,188円
住居手当	借家、借間居住者支給対象 12,000円を超える額 最高支給額 27,000円	同	—	4,853千円	303,312円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じて支給 2.0km~2.6km 3,420円 2.6km~3.1km 4,150円 3.1km~3.6km 4,750円 3.6km~4.1km 5,320円 4.1km~4.6km 5,850円 4.6km~5.1km 6,340円 5.1km~5.6km 6,780円 5.6km~6.1km 7,190円 6.1km~6.6km 7,560円 6.6km~7.1km 7,830円 7.1km以上 往復距離×20日×28円	一部異	交通用具(自動車等利用)について、距離区分とその支給額  ※参考(国制度) 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じて支給 2km~5km 2,000円 5km~10km 4,200円 10km~15km 7,100円 15km以上 5km毎に2,900円加算 35km以上 5km毎に2,800円加算 40km以上 5km毎に1,800円加算 最高限度額 31,600円	7,953千円	94,678円
管理職手当	課長・参事の管理職に定額支給  総務課長、健康福祉課長、農林水産課長 53,000円 企画課長、生活環境課長、建設課長、教育課長、防災特命監 48,000円 税務課長、住民課長、議会事務局長、出納室長、参事 43,000円	一部異	支給額  ※参考(国制度) 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し定額支給	9,216千円	576,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき3,000円~9,000円	一部異	支給額  ※参考(国制度) 俸給の特別調整額の区分等に応じ、勤務1回につき3,000円~27,000円	531千円	33,187円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		類似団体における 最高額／最低額		
給 料	町 長	676,000 円	-	
	副町長	551,000 円	-	
報 酬	議 長	285,000 円	-	
	副議長	225,000 円	-	
	議 員	210,000 円	-	
期末手当	町 長	(2年度支給割合) 4.45月分		
	副町長			
	議 長	(2年度支給割合) 3.35月分		
	副議長			
	議 員			
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	任期ごとに算定	13,498,368 円	任期終了時
	副町長	任期ごとに算定	6,612,000 円	任期終了時
	備 考			

(注) 1 町長等の特別職の職員の報酬等については、公正を期するため、町内の各分野の有職者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて、条例で定められています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

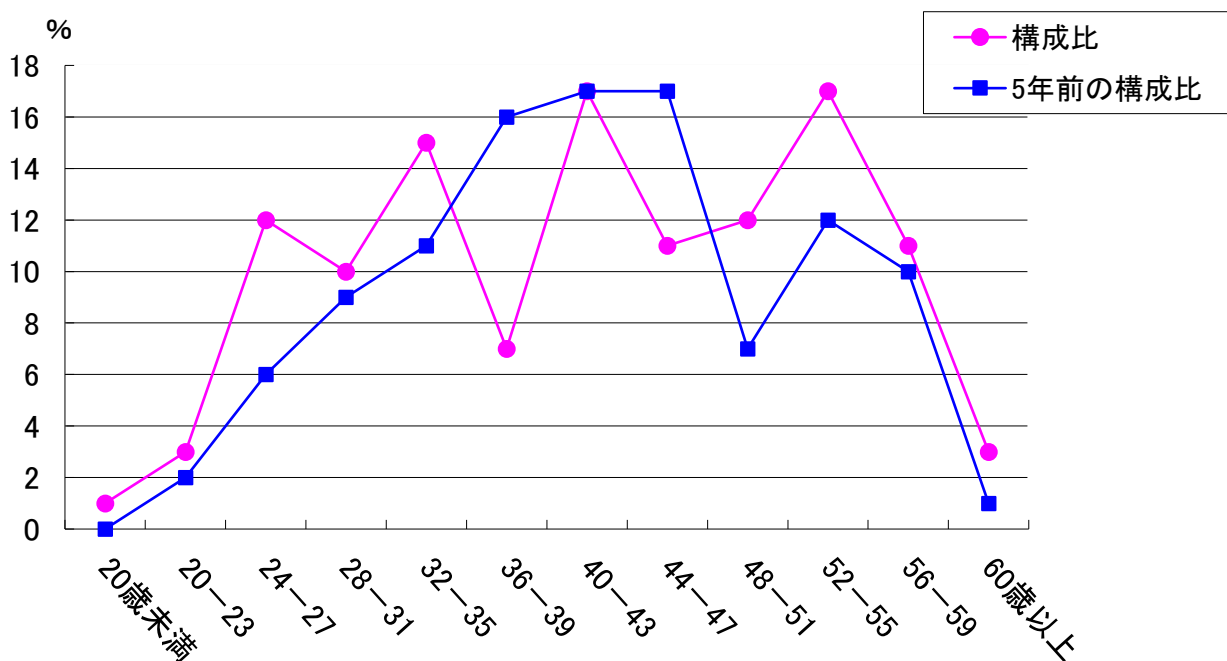
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数 (人)		対前年増減数(人)	主な増減理由
		令和3年	令和3年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	25	23	2	
	税 務	5	5	0	
	民 生	32	33	△1	
	衛 生	12	13	△1	退職によるもの
	農林水産	8	8	0	
	商 工	4	4	0	
	土 木	8	8	0	
	計	96	96	0	
	教育部門	8	7	1	業務内容の充実
小 計	104	103	1		
公営企業等会計部門	水 道	2	3	△1	退職によるもの
	下 水 道	2	1	1	業務内容の充実
	そ の 他	11	11	0	
	小 計	15	15		
合 計		119 [142]	119 [142]	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを  
含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和4年職員数	1	3	12	10	15	7	17	11	12	17	11	3	119
平成29年(5年前)	0	2	6	9	11	16	17	17	7	12	10	1	108

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	91	91	94	98	96	96	5 (5.5%)
教育	7	7	7	7	7	8	1 (14.3%)
消防							
普通会計計	97	98	101	105	103	104	7 (7.2%)
公営企業等会計計	10	12	12	14	15	15	5 (50%)
総合計	107	110	113	119	118	119	12 (11.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	225,483千円	△7,360千円	24,598千円	11%	10%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
3年度	2人	11,952千円	852千円	4,464千円	17,268千円	8,634千円	-千円

(注) 1 職員手当には退職給与金は含まれていません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含みません。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
御 浜 町	43.5歳	361,400円	540,583円
団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円
事 業 者	—歳		—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

御 浜 町	一般行政職（御浜町）	団体平均
一人当たり平均支給額（30年度） 1,739千円	一人当たり平均支給額（30年度） 1,633千円	一人当たり平均支給額（30年度） 1,525千円
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

御 浜 町			一般行政職（御浜町）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	— 千円	

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）				0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
—	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の救護若しくは感染症菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき。	従事した日 1日につき 800 円
行路死亡人の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行路死亡人の取扱いに従事する職員	直接行路死亡人の取扱いに従事したとき	1件につき 5,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	654 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	218 千円
支給実績（2年度決算）	1,418 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	473 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（31年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給  ・配偶者 月額 6,500円 ・子 月額 10,000円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円  ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同		198千円	99,000円
住居手当	借家、借間居住者支給対象 12,000円を超える額 最高支給額 27,000円	同		—千円	—円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000円 交通用具（自動車等利用） 片道2km以上の距離区分に 応じて支給 2.0km～2.6km 3,420円 2.6km～3.1km 4,150円 3.1km～3.6km 4,750円 3.6km～4.1km 5,320円 4.1km～4.6km 5,850円 4.6km～5.1km 6,340円 5.1km～5.6km 6,780円 5.6km～6.1km 7,190円 6.1km～6.6km 7,560円 6.6km～7.1km 7,830円 7.1km以上 往復距離×20日×28円	同		82千円	41,000円
管理職 手当	課長・参事の管理職に 定額支給  総務課長、健康福祉課長、農 林水産課長 53,000円 企画課長、生活環境課長、 建設課長、教育課長、防災 特命監 48,000円 税務課長、住民課長、議会事 務局長、出納室長、参事 43,000円	同		—千円	—円
管理職員 特別勤務 手当	管理職員が臨時又は緊急の 必要等により週休日又は休 日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき3,000円 ～9,000円	同		—千円	—円



## 8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間等について

種 類	内 容
勤 務 時 間	8時30分から17時15分まで 週38時間45分勤務 なお、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。
週 休 日	土曜日、日曜日
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
休 憩 時 間	12時から13時まで1時間

(注) 公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員について、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間の振替をすることができます。

※振替勤務時間制度振替勤務・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務

### (2) 休暇制度等について

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇 1年（暦年）あたり20日の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病 気 休 暇 病気療養に必要な最小限な期間。
- ③特 別 休 暇 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介 護 休 暇 配偶者等の介護が必要な期間（通算して6月以内で3回まで分割できる）について無給で与えられます。

区 分	種 類	内 容	
年次有給休暇		1暦年20日	
病 気 休 暇	公務傷病	必要な期間	
	私傷病	必要な期間（90日以内、ただし結核は1年以内）	
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等への出頭 骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間	
	ボランティア休暇	1暦年5日以内	
	結婚休暇	7日以内	
	産前・産後休暇	産前6週間・産後8週間（多胎は産前14週間）	
	妻の出産	3日以内	
	子の疾病等	5日（子が2人以上の場合は10日）以内	
	短期介護	5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内	
	育児時間	1日2回各30分（生後1年6月以内）	
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹3日 など	
	夏季休暇（盆等の諸行事、健康増進）	3日以内	
	災害による住居の滅失及び損壊 災害等による出勤困難 災害時の退勤途上の危険回避	その都度必要な期間	
	介 護 休 暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間（3回まで分割できる）
	組 合 休 暇	職員団体の活動への従事（無給）	1暦年30日を越えない日数

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

職員には1年（暦年）あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

令和3年の職員一人あたりの平均取得日数は13.8日です。

(4) 育児休業の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：人）

	男性	女性
育児休業の取得人数	1	2
部分休業の取得人数	0	3

(5) 介護休暇の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：人）

	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	0

## 9 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。

令和3年度の分限処分の状況は次のとおりです。

（単位：人）

	免職	降任	休職	合計
一般行政職	—	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—
計	—	—	—	—

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

町民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

## 10 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、町民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

人間ドックや国民体育大会に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

令和3年4月1日現在、営利企業等への従事者 5名

## 11 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

令和3年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的に実施しています。
ストレスチェック	職員に自身のストレスへの気づきを促すことなどで、職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的に実施しています。
健康管理事業の決算額	
1,495千円	

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効果的・効果的に実施するため、互助会の実施する下記の事業に対し助成しています。

一般財団法人 三重県市町職員互助会への負担金の状況

補助対象事業	
慶弔金等の給付を行う給付事業	
会員の資質向上、健康増進を目的とする福祉事業	
生活資金等の貸付を行う貸付事業	
退職手当の有利な運用と退職後の生活安定を目的とする互助年金事業	
負担金の決算額	
1,633千円	

## 12 職員研修の状況

地方公務員法第39条では、職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定しています。この規定に基づき、任命権者として、様々な研修を実施しています。令和3年度の実施状況は次のとおりです。

### (1) 派遣研修（三重県市町総合事務組合）

研修の種類	研修名	受講者数	対象
階層別 研修	ワンステップ研修【前期】Ⅰ	1	新規採用職員
	ワンステップ研修【前期】Ⅱ	1	新規採用職員
	ワンステップ研修【中期】	1	新規採用職員
	ワンステップ研修【後期】	9	新規採用職員
	ツーステップ研修	23	採用後2年以上6年未満の職員
	スリーステップ研修	11	採用後6年以上10年未満の職員
	マネージャー研修	8	係長級の職員
	リーダー研修Ⅰ	3	管理職員
能力向 上研修	情報処理研修	18	
	給与実務研修	1	
	訴訟対応研修	0	
	公営企業会計研修	0	
	税務実務研修	2	
	契約事務基礎研修	0	
	メンタルヘルス研修	0	
特別 セミナー	三重地方行財政アカデミー	4	

### (2) 庁内研修

研修名	受講者数	対象
情報セキュリティ研修	101	清掃職員を除く全職員